ほど、対米同盟のしばりとの矛盾は大きくなろう。安倍はかつての極小「親米右翼」派と同じ運命をたどるだろう。この矛盾がいちばん突出するのは、沖縄のかかえる諸問題を通じてであるにちがいない。

（たかはし・たけとも／本誌編集委員）

市民の世論で改憲をとめよう

中北　龍太郎

改憲への様ざまな動きの中心に安倍がいたことはいうまでもない。安倍の改憲への執念は、安倍が最も尊敬する政治家であり、A級戦犯で60年安保改定を強行した祖父岸信介元首相の改憲の悲願に由来している。安倍第2次政権が改憲の本丸攻めを仕掛けてくることは必至だ。

本格改憲政権の登場

衆院選で、憲法改正を公約に掲げた自民党が圧勝し、「無効の憲法は破棄すべきだ」と訴える石原が率いる日本維新の会が伸張した。

その結果、衆院では改憲派議員は朝日新聞社の調査で89％にのぼっている。

第1次安倍政権は、改憲を要とする戦後レジームからの脱却によって「美しい国」をつくると唱え、その一環として改憲手続法を制定し、改憲に向けていわば外堀を埋めた。その後下野した自民党は、10年1月新綱領を決定し、そのトップで「新憲法の制定を目指す」と謳い、改憲政党であることをより明確にした。そして、「真の独立国になった日を機会に憲法改正をしっかりやろう」という方針にもとづいて、サンフランシスコ講和条約60年となる12年4月27日、「日本国憲法改正草案」を発表した。こうした改憲の動きの延長線上で、改憲を前面に出した衆院選の公約がつくられた。

新改憲案の危険な本質

日本国憲法改正草案（「新改憲案」）は、05年（小泉政権時代）公表の自民党「新憲法草案」（「05年案」）よりも国家主義的内容が顕著になっている。それは、１９５０年代に岸らがつくった9条を要とする戦前の天皇制国家を範とする復古的な改憲案と五十歩百歩である。新改憲案のポイントを、05年案と比べながら見ていこう。

日本国憲法の最大の特徴は立憲主義と平和主義を結合したところにある。この特徴は、憲法前文の「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」て憲法を確定したと述べたくだりに明確に表れている。この決意を具現化したのが憲法9条である。これに対し、新改憲案の前文は、憲法制定の目的を「天皇を戴く国家」を「末永く子孫に継承」することにあるとしている（05年案の「象徴天皇制を維持する」よりも復古的なものになっている）。そうなると憲法は、市民による政府に対する平和のためのしばりではなく、天皇制国家を護るための市民へのしばりになってしまう。近代憲法の根本原理である立憲主義の破壊は、99条の「天皇…その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」との憲法尊重擁護義務の規定を変えて、国民にその義務（その実質は天皇制国家に忠誠を尽くす義務）を課し、天皇をその対象から除外している点にも表れている。新改憲案は、国家と国民との関係を１８０度変えてしまうことになる。

新改憲案は、05年案の「自衛軍」を「国防軍」に「格上げし」て、集団的自衛権の行使を認め、「国際的に協調して行われる活動」や「公の秩序を維持する活動」などを行う権限を与え、他国の領土における武力行使、海外での戦争をできるようにしている。しかも、「緊急事態」の章では、内閣が国会をバイパスして、人権制限や服従義務を課す政令を制定できるようにして、戒厳令の復活をもくろんでいる。さらに、「機密の保持に関する事項は法律で定める」という規定を盛り込んで、市民の知る権利の蹂躙、政府による情報統制を

企んでいる。そればかりか、国の領土保全条項の中に、「国民と協力して」を加えて、徴兵制などの強制的な戦争動員に道を開いている。これらはどれも05年案にはなく、新改憲案で新たに導入されたものである。集団的自衛権の行使、国家緊急権、秘密保全、戦争動員を盛り込んだ新改憲案は、日本を戦争する国に変えることを狙ったものだ。

新改憲案の国家主義的・復古的アナクロニズムは、天皇の元首化、国旗・国歌の尊重義務、政教分離原則の緩和、「公益及び公の秩序」の名による人権の大幅な制限、戦前の治安維持法を彷彿とさせる「公益及び公の秩序を害することを目的とする結社の禁止」、家族制度の重視、公務員の労働基本権の制限にも露骨に表れている。

これらの条項から、新改憲案が、戦争をする国、天皇制国家の再構築、戦後平和・民主主義の否定を本質にしていることが明らかだ。

権力者の改憲戦略

強硬な改憲論者で固められた安倍政権は、明文改憲への道筋として、一方で、まず集団的自衛権の行使は違憲であるとする政府見解を覆す解釈改憲を先行し、次いで国家安全保障基本法や秘密保全法を制定するという立法改憲を実行して、憲法を変えやすくする環境を整備しようとしている。そして他方で、11年10月から始動した憲法審査会を舞台に改憲案づくりを進めるとともに、改憲発議の要件を定めた96条を緩和して国会の改憲発議をしやすくして、それを呼び水に9条をはじめとする明文改憲に進むという2段階戦略を描いている。

改憲潮流を加速する様ざまな危険な動きを無視できない。自民党は、今夏の参院選で参院でも改憲派議員が3分の2を超える議席の獲得をめざし、また領土問題で排外主義をあおって改憲の機運を醸成しようとするだろう。

日本維新の会は、改憲の先兵として自公政権に改憲を迫るに違いない。

また、9条改憲の根源となっている日米安保体制の強化も多面的に推し進められようとしている。米国の中国包囲網を核とするアジア太平洋重視の新戦略に呼応していくために、司令塔となる安全保障会議の設置、集団的自衛権の行使に踏み込んだ日米軍事協力の指針（ガイドライン）や防衛計画大綱の見直し、沖縄辺野古への新基地建設をはじめとする米軍再編強化の動きが進んでいけば、改憲に向かうスピードが上がっていくことになる。

世論の過半数は改憲反対

衆院選で自民党は7割の議席を得たが、得票率は4割に過ぎず、有権者比では小選挙区で24％、比例代表で15％の支持しかない。民意と議席数の乖離は小選挙区中心の選挙制度の欠陥によって生じている。憲法改正についての民意も選挙の結果に反映されていない。そのことは、安倍政権発足後の9条改正に関する世論調査の結果、例えば朝日新聞では賛成32％、反対53％、毎日新聞では賛成36％、反対52％で、いずれも反対意見が多数を占めていることからも明らかだ。改憲策動は、議会多数派による民意蹂躙の専制に外ならない。

改憲は、天皇制国家の侵略戦争を正当化し、またそうした歴史観に立って、戦後平和・民主改革の一環としての憲法を全否定するものだ。そのことは、改憲を要とする戦後レジームからの脱却が、教科書検定における「近隣諸国条項」の削除や村山・河野談話の否定、領土紛争における侵略の歴史の無視や強硬方針を含んでいることからも明らかである。歴史・領土問題とともに、これらと本質を共通にする改憲の策動によって、日本が国際社会から孤立することは避けられない。今こそ、市民の力で憲法を守りいかして平和・人権・民主の日本を創り、アジアをはじめ世界の人びととの共存・共栄を実現していかなければならない。

憲法を変えるかどうかを決める決定権は主権者である市民にある。形骸化した代議制を乗り越える草の根市民の直接民主主義の実践を通じて、憲法改正の国民投票を実施すれば改憲反対が過半数を超えるという世論を可視化して、改憲の息の根をとめよう。

（なかきた・りゅうたろう／弁護士、とめよう改憲！大阪ネットワーク共同代表）